# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民健康保険資格及び給付に関する事務 基礎項目評 価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東彼杵町は、国民健康保険資格管理事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

### 評価実施機関名

東彼杵町長

### 公表日

令和5年5月9日

### I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務								
①事務の名称	国民健康保険資格及び給付に関する事務							
②事務の概要	国民健康保険法等に基づき、被保険者の届出による資格の得喪・変更等の管理、被保険者証や限度額適用認定証の発行、レセプトのチェック・管理、高額療養費や療養費等の給付に関する事務、統計処理等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認 ③出産育児一時金や葬祭費などの申請に基づく支給 ④申請に基づく高額療養費の算定							
③システムの名称	国民健康保険システム、国民健康保険税システム、高額療養費システム、高額介護合算システム、次 期国保総合システム及び国保情報集約システム、中間サーバー・ソフトウェア							

### 2. 特定個人情報ファイル名

1.国保資格ファイル 2.国保負担区分ファイル 3.宛名情報ファイル 4.国保資格取得喪失年月日連携ファイル 5.高額該当引継情報ファ イル

### 3. 個人番号の利用

法令上の根拠 番号法第9条第1項、別表第一 第30項

### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[	実施する	]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
				二〈情報照会の根拠)別表第2の42、43、44、45の項 (情報提供の根拠) 26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93、97、106の項

### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	長寿ほけん課 ほけん年金係
②所属長の役職名	課長

### 6. 他の評価実施機関

なし

### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 東彼杵町総務課 長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1850番地6 電話番号0957(46)5364

### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 東彼杵町総務課 長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1850番地6 電話番号0957(46)5364

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	15年5月1日 時点				
2. 取扱者勢	数						
特定個人情報	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいの時点の計数か		500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
			15年5月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[   基礎	項目評	·価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点 3) 基礎項目評価書及び全項	項目評価書 目評価書		
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	<b>施機関</b> (	については、それぞれ重	点項目評	『価書又は全項目評価書において、リスク対策	きの詳細が記載		
2. 特定個人情報の入手(付	青報提	供ネットワークシステ	ムを通じ	た入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	]	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	)取扱	いの委託		[ ]委	託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託	や情報提供ネットワーク	システム	を通じた提供を除く。) [ ]提	供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステム	との接続			続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている <選択肢>			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・2	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
8. 監査							
実施の有無	[	〕自己点検	[ 0 ]	内部監査 [ ] 外部監査			
9. 従業者に対する教育・啓	8発						
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 2)十分に行っていない			

#### 変更箇所

変更日 項目		変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月28日	評価書名	国民健康保険資格管理事務	国民健康保険資格及び給付に関する事務		
平成29年4月28日	事務の名称	国民健康保険資格管理事務	国民健康保険資格及び給付に関する事務		
き、被告の管理 の管理 行った 付、統言 は、以 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき、被保険者の届出による資格の得喪・変更等の管理、被保険者証や限度額適用認定証の発行、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付、統計処理等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認	国民健康保険法等に基づき、被保険者の届出による資格の得喪・変更等の管理、被保険者証や限度額適用認定証の発行、レセプトのチェック・管理、高額療養費や療養費等の給付に関する事務、統計処理等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。①申請書や届出書に関する確認②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認③出産育児一時金や葬祭費などの申請に基づく支給④申請に基づく高額療養費の算定	事前	平成30年からの都道府県化に係る資格給付の県単位での管理になることによるもの。 そのほか文言の修正。
平成29年4月28日	国民健康保険(資格)システム、被保険者マスタ 作成システム、統合宛名システム、中間サー バー・ソフトウェア		国民健康保険システム、国民健康保険税システム、高額療養費システム、高額介護合算システム、次期国保総合システム及び国保情報集約システム、中間サーバー・ソフトウェア	事前	"
平成29年4月28日	特定個人情報ファイル名	1.国保資格ファイル 2.国保負担区分ファイル 3.宛名情報ファイル	1.国保資格ファイル 2.国保負担区分ファイル 3.宛名情報ファイル 4.国保資格取得喪失年月 日連携ファイル 5.高額該当引継情報ファイル	事前	ıı .
平成29年4月28日	<sub>成29年4月28日</sub> 3 法令上の根拠 番号法第9条第1項、別表第一 第30項並び 国民健康保険法第9条等		番号法第9条第1項、別表第一 第30項		
平成29年4月28日	番号法第19条7号、別表第二の27,42,44の 並びに国民健康保険法第2条等		番号法第19条7号、別表第二〈情報照会の根拠)別表第2の42、43、44、45の項 (情報提供の根拠)別表第2の1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93、97、106の項		
平成29年4月28日 Ⅱ-1 いつ時点の係数か		平成27年4月30日	平成29年3月31日		
平成29年4月28日 Ⅱ-2 いつ時点の係数か 平		平成27年4月30日	平成29年3月31日		
令和1年6月28日	東彼杵町総務課 長崎県東彼村 市1年6月28日 I-7 請求先 東彼杵町総務課 長崎県東彼村 本郷1850番地6 電話番号0957		東彼杵町総務課 長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵 本郷1850番地6 電話番号0957(46)1265	事後	
令和1年6月28日	<b>東彼杵町総務課 長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1850番地6 電話番号0957(46)1111</b>		東彼杵町総務課 長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵 本郷1850番地6 電話番号0957(46)1265	事後	
令和1年6月28日	I-5 担当部署	健康ほけん課	健康ほけん課 国保年金係	事後	
令和1年6月28日	Ⅰ-5 担当部署 所属長	健康ほけん課長 深草 孝俊	(廃止)	事後	
令和1年6月28日	<b>年6月28日 I-5 所属長の役職名</b> -		課長	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ-1,2 いつの時点の計数か	平成27年4月30日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ リスク対策	-	(新設)	事後	
令和5年5月9日	I-5 部署	健康ほけん課 国保年金係	長寿ほけん課 ほけん年金係	事後	
令和5年5月9日	Ⅱ-1,2 いつの時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和5年5月1日 時点	事後	
令和5年5月9日	I-7 請求先	東彼杵町総務課 長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵 本郷1850番地6 電話番号0957(46)1265	東彼杵町総務課 長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵 本郷1850番地6 電話番号0957(46)5364 東彼杵町総務課 長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵	事後	
令和5年5月9日	I-8 連絡先	本郷1850番地6 電話番号0957(46)1265 東彼杵町総務課 長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵 本郷1850番地6 電話番号0957(46)1265	東彼杵町総務課 長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵 本郷1850番地6 電話番号0957(46)5364	事後	